

平成30年度税制改正大綱について(6回シリーズの第3回)
交際費の損金算入と少額固定資産の損金算入の特例

今年の税務対策のポイントは、顧問税理士又は【経営相談】
<http://xn--fiqzti72ae5m.net/> 中小企業 Net まで気軽にお問合せください、

著者：(株)I&C・HosBizセンター

会計事務所経営支援推進部長 車田 栄一

第3回(6回シリーズ) 交際費の損金算入と少額固定資産の損金算入の特例

今回は6回シリーズでお届けする平成30年度税制改正についての3回目となります。
前回は法人課税、個人所得課税、事業承継税制の改正概要についてお伝えしました。
今回からは、中小企業を対象とした改正項目の詳細説明を行っていきます。
6回の内容は以下の通りです。

平成30年度税制改正大綱について

- ①概要(配信済)
- ②所得拡大促進税制と固定資産税の特例創設(配信済)
- ③交際費の損金算入と少額固定資産の損金算入の特例(今回)
- ④事業承継税制の拡充と創設
- ⑤攻めの投資を支援する、その他税制措置の拡充
- ⑥その他の税制改正(消費税、国際課税、仮想通貨)

1. 交際費の損金算入

この改正は、現行の交際費の損金算入の特例を変更なく平成31年末まで延長するものです。

(ア) 法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされていますが、中小法人については、特例として定額控除限度額(800万円)までの損金算入が認められています。

(イ) 交際費は中小法人の事業活動に不可欠な経費であり、販売促進手段に限られる中小法人を支援するため、適用期限が2年延長されます。

「交際費」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用と定められており、得意先、仕入先その他事業に関係のある者に対する、接待、供应、慰安、贈答その他のための支出です。

また、交際費の内、接待飲食費の50%までを損金に算入することも可能です。
この場合、中小法人については、定額控除限度額（800万円）までの損金算入との選択適用も可能です。
最後に、定額控除限度額を超える金額については損金不算入になりますのでご注意ください。

2. 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

この改正も現行の特例制度を平成31年末まで2年延長するものです。

- ① 従業員1,000人以下の中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度です。
- ② 中小企業者における償却資産の管理や申告手続きなどの事務負担の軽減、及び少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を支援するため、適用期間を2年間延長することになります。

なお、特例を適用しない場合の本則は、

(ア) 20万円未満の減価償却資産は3年間で均等償却（毎年1/3を損金算入）

(イ) 10万円未満の減価償却資産は全額損金算入（即時償却）

となっています。

平成29年度税制改正で以下の2点についても中小企業の設備投資を後押しするため2年間の延長がなされています。固定資産税の軽減、設備投資における減価償却の特別償却・税額控除などが利用できます。

- ① 中小企業投資促進税制
- ② 中小企業等経営強化法（経営力向上計画等の認定が必要）

3. 欠損金の繰り戻しによる還付制度の2年延長

欠損金が生じた場合、前年度に支払った法人税の繰戻還付を受けることができる措置も適用期間を2年延長されます。

還付請求できる法人税の額＝前年の法人税額×当期の欠損金額÷前期の所得金額
となります。

次回は、今回の改正の目玉である事業承継税制について「**事業承継税制の拡充と創設**」と題して解説いたします。

詳細は以下のサイトで確認ください。

◆税法適用のメリットについてのご相談は、

【経営相談】 <http://xn--fiqzti72ae5m.net/> 中小企業. Net

財務省

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/20171222taikou.pdf#search=%27%E5%B9%B3%E6%88%90%EF%BC%93%EF%BC%90%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E7%A8%8E%E5%88%B6%E6%94%B9%E6%AD%A3%27

経済産業省

http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2018/zeisei_k/index.html

中小企業庁

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171225zeiritu.htm>

最後になりましたが、今年一年が皆様方にとって最良の年になりますことを心よりお祈り申し上げます。

===== お知らせ =====

■ボード型マネジメントゲーム：経営特くんゲーム リニューアルのオープン！！ 予告■
61回の開催実績を持つ「経営特くんゲーム」のトライアルコース、インストラクターコース

今回構成内容を一新して再開します。

<対象者> インストラクターを目指す方。中小企業でOJT。税理士・診断士等で普及を目指す方。経営支援メニューをパワーアップしたい方。

◆◆◆◆本格的な経営特くんゲームを体感できます。◆◆◆◆◆◆◆◆

電卓およびPC機を持参ください。（エクセルによる自動決算を行うため）

インストラクター養成コース・トライアルゲーム 10:00～17:00（1日コース）

- 1) 第62回 平成18年01月27日(土) (満席)
- 2) 第63回 平成18年02月24日(土)
- 3) 第64回 平成18年03月24日(土)
- 4) 第65回 平成18年04月21日(土)

◆詳しい実施要領は、次号以降にご案内します。

●参加費用 1,000 円（資料代）

●開催場所「経営特訓道場」

JR 駒込駅南口 徒歩7分 東京メトロ南北線駒込駅 1 番出口 徒歩6分

●インストラクターを目指す方への特典等（委細は次号にてご案内します）

- ①経営特くんゲーム キット BOX
- ②インストラクター用メソッドを収納した CD
- ③インストラクター認定コースの受講

アマゾンから出版！！（定価 800 円（税別））

「世のため人のため」経国済民のイノベーション

◆◆◆ 理念経営のすすめ方 改訂版 ◆◆◆

「清貧」の時代から「清豊」の時代へ

中小企業で働く人々が幸せないと、日本は良くならない。

中小企業ファースト！

中小企業家、経営支援家、クリエイター、ライトワーカーのための
ワクワクする生き方ガイダンス

著者 43年間倒産ゼロの実績を持つ経営支援家

Captain 平本 靖夫

=====

MSDN セミナー（詳細は下記の URL からチラシを参照ください）

◆ 講話 ◆ 理念経営のすすめ方の基本理念を解説（10回シリーズ：月に1回）。

あなたの魂に呼びかけます。私たちの存在理念は何か？ 生まれ来た意義は？

◆ 講師 ◆ 著者の Captain 平本 靖夫

・日時；第2回 2018年2月15日（木） 16時～18時。その後懇親会にて
交流（別料金）

- ・場所： 中小企業マスターズクラブ 研修室
160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル 6F
- ・参加費：1回あたり1,000円（税込み）、教本代 1,500円（任意）
- ・日程（毎月 第3木曜日）

- 第2回 2018年2月15日（木） 経済活動における理念経営の役割
- 第3回 2018年3月15日（木） 心と経営
- 第4回 2018年4月19日（木） ニューリーダーの条件
- 第5回 2018年5月17日（木） 企業の進化・発展・持続と理念経営
- 第6回 2018年6月21日（木） コマ型企業論と理念経営
- 第7回 2018年7月19日（木） 企業進化論と理念経営
- 第8回 2018年8月16日（木） 経営計画の構造と基本手順
- 第9回 2018年9月20日（木） 理念経営を体得する

◆2018年10月19日（金） 第5回 Next30 ビジネス交流発表大会

- 第10回 2018年11月15日（木） 人類の総意が世界の未来を拓く

下記の案内兼申し込み用紙に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込み下さい。

URL：http://keiei-tokkunshi.jp/data/mls723/pdf_1_128.pdf

経営環境の創出・適応して「安心・安全」の企業経営ができる、お役に立ちますように「中堅・中小企業“かかりつけ医”ネットワーク=MSDN」を構築推進しております。

◆企業経営の「安心」とは、いつでも経営者が使えるキャッシュが手許にあることです。「安全」とは、企業経営のカジ取り（行き先・アクセル・ブレーキ）を、先を見通したマネジメント会計情報（注）をもとに、行うことです。

（注）経営者の意思決定に役立ち、キャッシュフローを「安心」の状態に保ち、収益力を高めるための、部門別（部署別・商品別・得意先別・仕入先別等）の管理会計のことです。税務会計との違いは、税務会計は過去の実績にもとづく納税計算が目的なのに対して、マネジメント会計は、現在・未来を見通して刻々と（即時に）経営情報を経営者に提供して、未来のビジネスチャンスの獲得やリスクに備えることができる点です。ライバルに差をつけるには、体得することがNO1になる条件であります。

=====

◆経営相談は

<http://xn--fiqztj72ae5m.net/> 中小企業。Net

の「お問合せ」を開き、必要事項をご記入のうえ、送信してください。